

議案第 7 号資料

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行
（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 3 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条関係）

改 正 後	現 行
（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 3 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略